

2. 第1号訪問介護事業（要支援1・2に認定を受けた利用者・事業対象者）

利用料金は1ヶ月ごとに算定され、以下の通りです。

実際の計算は、1ヶ月の合計単位数に基づいて行います。

| サービス内容 | 基本単位数 | 利用料金 + 処遇改善加算等 | | |
|---------------|----------|----------------|---------|---------|
| | | 利用者1割負担 | 利用者2割負担 | 利用者3割負担 |
| 訪問型サービス I | 1,176単位 | 1,439 | 2,878 | 4,317 |
| 週1回程度の利用 | 令6年6月から⇒ | 1,464 | 2,928 | 4,392 |
| 訪問型独自サービス II | 2,349単位 | 2,875 | 5,750 | 8,625 |
| 週2回程度の利用 | 令6年6月から⇒ | 2,925 | 5,850 | 8,775 |
| 訪問型独自サービス III | 3,727単位 | 4,562 | 9,124 | 13,686 |
| 週3回程度の利用 | 令6年6月から⇒ | 4,640 | 9,280 | 13,920 |

※ 訪問型独自サービスの1回のサービス時間は、原則45分を限度といたします。

3. 加算

| サービス内容 | 基本単位数 | 利用料金 | | |
|-------------|-------|---------|---------|---------|
| | | 利用者1割負担 | 利用者2割負担 | 利用者3割負担 |
| 初回加算(※1) | 200単位 | 200円 | 400円 | 600円 |
| 緊急時訪問加算(※2) | 100単位 | 100円 | 200円 | 300円 |

※1 初回ご利用月に、要支援から要介護、要介護から要支援に変更となった場合

サービス提供責任者が訪問した際に算定させていただきます。

※2 ご利用者、またはご家族等の要請により、計画にないサービスを緊急で行った場合

「緊急時訪問介護加算」を算定させていただきます。（第1号訪問事業は対象外です）

4. その他

(1) 介護職員処遇改善加算 I (月額の利用総単位数 × 13.7%)

(2) 介護職員等特定処遇改善加算 I (月額の利用総単位数 × 6.3%)

(3) 介護職員等ベースアップ加算 (月額の利用総単位数 × 2.4%)

※ (1) (2) (3) の処遇改善加算は令和6年6月から一本化となり、

「介護職員等処遇改善加算 I」 24.5%になります。

(4) 早朝（午前6時～午前8時）、夜間（午後6時～10時）にかかる時間帯で

サービスをご利用いただいた場合、単位数の25%増しとなります。